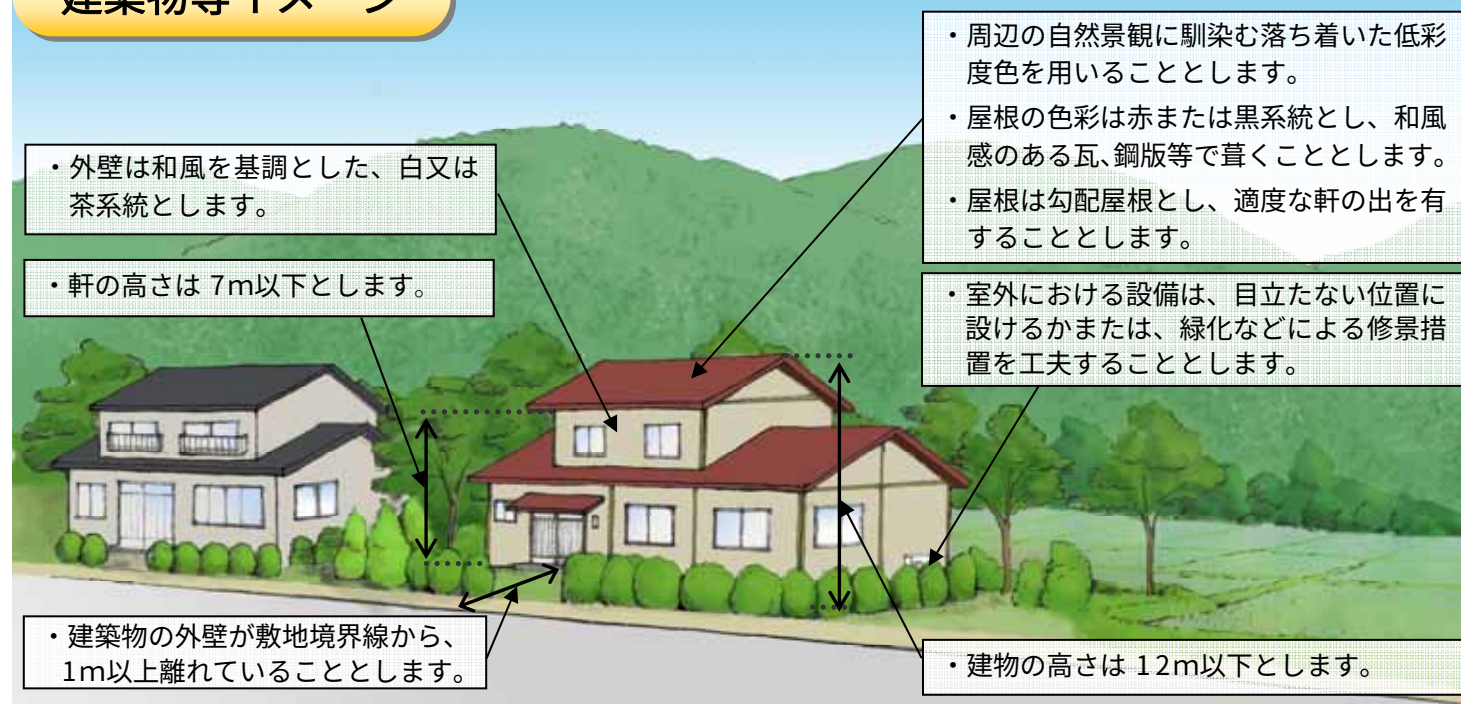


# ～ 協 定 内 容 ～

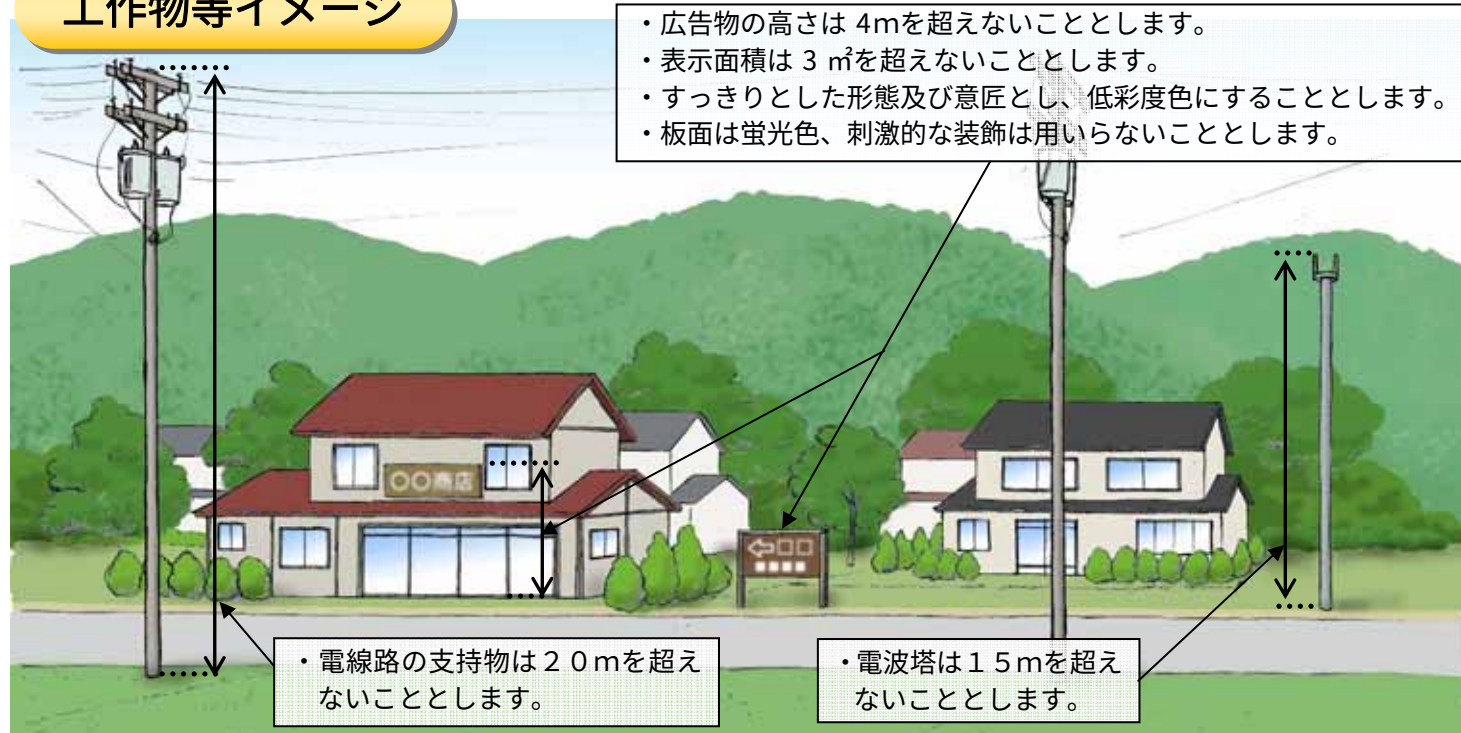
## 協定の趣旨

茂庭地区景観住民協定は、摺上川ダムの完成に伴い、地域が大きく変化してきていることから、今まで培われてきた良好な農山村の風景と生活環境を守り、育て、当地区がさらに良い地域となるよう、地区の所有者などで自主的に締結している協定です。

## 建築物等イメージ



## 工作物等イメージ



| 対 象                                     |       | 風景づくり基準                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物の新築、増築、改善若しくは移転、外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更 | 用途の制限 | ・危険性や環境を悪化させるおそれのある工場、パチンコ店、ゲームセンター及び宿泊施設（宿泊定員20名以上）を建築してはならない。                                                                                                                                   |
|                                         | 位 置   | ・建築物の外壁が敷地境界線から1m以上離れていること。                                                                                                                                                                       |
|                                         | 形態・意匠 | ・建物の高さは12m以下とする。<br>・軒の高さは7m以下とする。<br>・屋根は勾配屋根とし、適度な軒の出を有すること。<br>・周辺の自然景観と調和し、和風建築の様式を継承した意匠とする。<br>・屋根は和風感のある瓦または、銅板等で葺くこと。<br>・空調室外機、ガスボンベ等、室外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるか又は、緑化などによる修景措置を工夫すること。 |
|                                         | 色 彩   | ・周囲の自然景観に馴染む落ち着いた低彩度色を用いること。<br>・屋根の色彩は赤、黒系統を基調とすること。<br>・外壁は和風を基調とした白、茶系統とすること。                                                                                                                  |
| 工作物（垣根、さく、塀、門）の新築、増築、改善若しくは移転、外観を変更する修繕 |       | ・塀の高さは1.5m以下とすること。<br>・落ち着いた色彩で周辺景観及び建物との調和が図られるものとする。                                                                                                                                            |
| その他の工作物の新築、増築、改善若しくは移転、外観を変更する修繕        |       | ・工作物の高さは12m以下とする。<br>ただし、広告物は4m、電波塔は15m、電線路の支持物は20m以下とする。<br>・すっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観に馴染む落ち着いた色合いの低彩度色を用いること。<br>・樹木等により必要に応じて修景緑化を図ること。                                                             |
| 広 告 物                                   |       | ・広告物の高さは4m以下とする。<br>・表示面積は3㎡以下とする。<br>・板面は周辺環境との調和を基本とした色彩とし、蛍光色、刺激的な装飾は用いないこと。                                                                                                                   |
| 土地の区画形質の変更（500㎡以上に適用）                   |       | ・造成等に関わる切土及び盛土の量はできるだけ少なくするとともに、のり面の整正は土羽にすること。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合には、必要最小限にすること。<br>・のり面が生じる場合は、周辺の景観を配慮し、芝、低木及び中高木の植栽等必要な緑化措置を図ること。                                                               |

## 区域図

